

旅館業法の見直し（第5条関係）に関する意見書

2021年（令和3年）9月27日

旅館業法の見直しに係る検討会 御中東京H I V訴訟原告団
大阪H I V訴訟原告団

現行「旅館業法」第5条の一における宿泊拒否禁止規定の除外要件は、感染症患者への差別・偏見を肯定するとの誤読をまねくおそれがあるため、適切な法の見直しが必要である。

強い公共性を持つ旅館業事業者においては、単に感染症患者（もしくはその疑い）であることのみをもって宿泊を拒否することは許されない。個別疾病の特性を踏まえ、旅館業事業者が保健機関、医療機関等と連携を取り、宿泊者を適切に受け入れるべく、事業者および行政機関等の責務が明確な関連法規の整備を期待する。

理由

2003年のハンセン病元患者に対する宿泊拒否事件からも明白なように、感染症に対する差別・偏見は、深く、根強く続いている。我々H I V感染者についても、1992年に啓発イベントのため来日した感染者がホテルでの宿泊を拒否される事例があった。「他の利用客が不安に思う」「従業員が動揺する」などの理由であり、科学的根拠を欠いたもので、結果感染者への差別・偏見を助長することとなった。旅館業の公共性に鑑みれば、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」などで謳われている、感染症患者や障害者に対する差別の解消が、当然ながら宿泊に関しても実現されるよう、旅館業者、行政機関の取り組みに期待するところである。

翻って、現行法5条の一による宿泊拒否の制限については、「伝染性の疾病」が、法制定当時の背景、環境のもとで、公衆衛生的に必要な項目として書き込まれたものと受け止めているが、現代の状況とは明らかな乖離がある。感染症患者、もしくはその疑いのあるものに対する旅館業者が取るべき対応は、感染症法の人権尊重の考え方を根底に置き、旅館業者が宿泊の可否ということだけではなく、必要な感染予防対策、保健・医療機関との連携等、公衆衛生上必要な対応を取り、患者を含む一般利用者が安心して宿泊可能な体制を作り上げていくことこそが必要と考える。

我々としては、感染症に対する不当な差別が続く中、常に差別・偏見の解消を訴えてきた。しかし、前述のような不当な対応が繰り返され、それらの教訓が活かされていないことは極めて残念なことである。今回の検討会を感染症に対する差別について改めて考える機会ととらえ、国として感染症への差別・偏見の解消に向け、一層の取り組みを進めることを期待するものである。

以上